

津市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年11月25日

津市監査委員 高 松 和 也
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 伊 藤 康 雄

第1 監査の対象部局等

- 1 地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

本件監査の結果に関する報告の対象となる定期監査及び行政監査の対象部局等は、次のとおりである。

(1) 部局

三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）

(2) 市立保育所

- ア 芸濃保育園
- イ 香良洲保育園
- ウ 八知保育園

(3) 市立学校・市立幼稚園

- ア 市立小学校
 - (ア) 誠之小学校
 - (イ) 明小学校
 - (ウ) 安濃小学校
 - (エ) 明合小学校
 - (オ) 大三小学校
- イ 市立中学校
 - (ア) 芸濃中学校
 - (イ) 美里中学校
 - (ウ) 東観中学校

- (エ) 香海中学校
- (オ) 一志中学校
- (カ) 白山中学校
- (キ) 美杉中学校

ウ 市立幼稚園

- (ア) 棕本幼稚園
- (イ) 明幼稚園
- (ウ) 安西・雲林院幼稚園
- (エ) 安濃幼稚園
- (オ) 明合幼稚園
- (カ) 高岡幼稚園

2 地方自治法第199条第5項に基づく監査(以下「随時監査」という。)
随時監査の対象としたのは、平成26年4月現在施工中の次の工事(繰越明許費に係る工事)である。

- (1) 平成25年度南道災補第4号 市道城ヶ谷線及び準用河川谷杣川災害復旧工事(工事場所:津市白山町佐田地内 所管部局:建設部津南工事事務所)
- (2) 平成25年度下建公補第20号 上浜排水区雨水管渠築造工事(工事場所:津市島崎町地内 所管部局:下水道部下水道建設課)

3 地方自治法第199条第7項に基づく監査(以下「財政援助団体等監査」という。)

財政援助団体等監査の対象としたのは、次のとおりである。

(1) 財政援助団体の監査

- ア 津市スポーツ・レクリエーションフェスティバル実行委員会(財政援助の内容:津市民スポーツ・レクリエーションフェスティバル事業補助金の交付 所管部局:スポーツ文化振興部スポーツ振興課)
- イ 津環境整備事業協同組合(財政援助の内容:津環境整備事業協同組合補助金の交付 所管部局:環境部環境政策課)
- ウ 津市母子寡婦福祉会(財政援助の内容:津市母子寡婦福祉会運営補助金の交付 所管部局:健康福祉部こども支援課)
- エ 中勢森林組合(財政援助の内容:美しい森づくり促進事業補助金及び森林整備地域活動支援交付金の交付 所管部局:農林水産部林業振興室)

- オ 久居まつり実行委員会（財政援助の内容：地域かがやきプログラム事業（久居まつり事業）補助金の交付 所管部局：久居総合支所地域振興課）
- カ みすぎ夏まつり実行委員会（財政援助の内容：地域かがやきプログラム事業（みすぎ夏まつり事業）補助金の交付 所管部局：美杉総合支所地域振興課）
- キ 公益財団法人津市社会教育振興会（財政援助の内容：津市社会教育振興会事業補助金の交付 所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）

（２）出資団体の監査

- ア 中勢森林組合（所管部局：農林水産部林業振興室）
- イ 美杉の家建設株式会社（所管部局：農林水産部林業振興室）
- ウ 津駅前都市開発株式会社（所管部局：都市計画部都市政策課）
- エ 公益財団法人津市社会教育振興会（所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）

（３）指定管理者の監査

- ア 津市橋南市民センター運営委員会（対象施設：津市橋南市民センター 所管部局：市民部市民交流課）
- イ 社会福祉法人津市社会福祉事業団（対象施設：津市西部市民センター 所管部局：健康福祉部福祉政策課）
- ウ 株式会社日硝ハイウエー（対象施設：津なぎさまち内旅客船ターミナル 所管部局：都市計画部交通政策課）
- エ 社会福祉法人自由学苑福祉会（対象施設：津市久居老人福祉センター 所管部局：久居総合支所福祉課）
- オ 特定非営利活動法人あのをスポーツクラブ（対象施設：津市安濃中央総合公園内体育館ほか7施設 所管部局：安濃総合支所地域振興課）
- カ 津市商工会（対象施設：津市安濃工業会館 所管部局：安濃総合支所地域振興課）

第２ 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

１ 定期監査及び行政監査

平成26年7月以前に監査を実施した市立保育所及び市立学校・市立幼稚園については、原則として平成25年度の財務及び事務の執行を対象とし、同年9月に監査を実施した三重短期大学事務局については、原則として平成26年度の財務及び事務の執行を対象とした。

2 随時監査

監査対象工事に係る財務の執行を対象とした。

3 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

主に平成22年度から平成24年度までの市の財政援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(2) 出資団体の監査

主に平成22年度から平成24年度までの出資団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(3) 指定管理者の監査

主に平成22年度から平成24年度までの指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成26年4月4日から同年11月14日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、随時監査にあつては、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局の職員及び工事請負業者に説明を求めた。

なお、工事技術調査業務を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その調査報告書を参考とした。

1 定期監査及び行政監査

(1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。

- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 随時監査

- (1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- (2) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- (3) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
- (4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備・記帳されているか。
- (5) 現場の安全管理及び現場周辺への安全対策は、適切に行われているか。

3 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 財政援助団体関係

- (ア) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
- (イ) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- (イ) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

(2) 出資団体の監査

ア 出資団体関係

- (ア) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (イ) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者として適正に権利を行使しているか。

(3) 指定管理者の監査

ア 指定管理者関係

(ア) 指定管理は、条例、協定書等の規定に基づき、適正かつ効率的に行われているか。

(イ) 指定管理に係る会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。

イ 所管部局関係

(ア) 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。

(イ) 指定管理者に対し適時に報告を求め、必要に応じて、調査し、又は指示を行っているか。

第5 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 財政援助団体等監査

(1) 出資団体の監査

ア 美杉の家建設株式会社（所管部局：農林水産部林業振興室）

出資団体の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 出資団体の概要（注）

資本金	22,000,000円		
市の出資の状況	出資額	10,000,000円	
	出資比率	45.4%	
主な業務の内容	美杉産の木材を使用した住宅建築、住宅の増改築に関する業務		
財務の状況	資産	26,897,758円	
	負債	15,218,943円	
	純資産	資本金	22,000,000円
		剰余金	△10,321,185円
	負債・純資産合計	26,897,758円	
損益の状況	営業利益	△2,595,094円	

	経常利益	△2,507,251円
	当期純利益	△2,687,251円

(注) 出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び第26期(平成24年7月1日～平成25年6月30日)の収支決算書を参考にまとめたものである。「△」は、損失を意味する。

(イ) 指摘事項

美杉の家建設株式会社は、美杉産の木材の需要拡大を目的として、昭和62年に美杉村(当時)、建築業者等の出資により設立され、主に美杉産の木材を使用した住宅の建築、住宅の増改築に関する業務を行っているが、住宅の建築については、受注件数の減少により、第23期(平成21年7月1日～平成22年6月30日)から第26期までの4期連続で営業損失を計上している。

同社は役員報酬の減額等、経費の削減に努めるとともに、映画「WOOD JOB!」を通じて美杉材や美杉地域の知名度向上等、広く美杉地域の振興にも取り組んでいるものの、資本の欠損という憂慮すべき経営状況が続いている。

一方、市は、行財政改革後期実施計画において外郭団体への関与の在り方の見直しに取り組んでいるところであるが、林業振興室は、同社の経営状況、資産・債務の状況のほか、津市総合計画で林業振興の指針とする「津市産業振興ビジョン」における諸施策を踏まえ、同社による事業の経済的・社会的な意義、将来性等、広範かつ客観的に検討の上、市の関与の在り方について、所管課としての方針を決定されたい。

イ 津駅前都市開発株式会社(所管部局：都市計画部都市政策課)

出資団体の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 出資団体の概要(注)

資本金	300,000,000円	
市の出資の状況	出資額	120,000,000円
	出資比率	40%
主な業務の内容	不動産賃貸業及びビル管理業	
財務の状況	資産	4,595,122,189円
	負債	3,774,475,678円
	純資産 資本金	300,000,000円

		剰余金	520,646,511円
		負債・純資産合計	4,595,122,189円
損益の状況		営業利益	164,494,072円
		経常利益	120,229,746円
		当期純利益	66,473,686円

(注) 出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）の収支決算書を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

現在の出張旅費規程では、市内の出張の場合においても日当が支給されることとなっているにもかかわらず、事実上は市内出張の場合は日当が支払われていないことから、これらの整合性も含めて当該旅費規程について検討されたい。

(2) 指定管理者の監査

ア 津市橋南市民センター運営委員会(所管部局:市民部市民交流課)
指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 指定管理の概要(注)

施設の名称	津市橋南市民センター
施設の設置目的	住民相互の連帯意識の高揚を図り、住民の地域活動の拠点として、健全な地域社会の形成に寄与する
指定管理者	津市橋南市民センター運営委員会
主な指定管理業務の内容	センターの使用の許可及び施設、設備器具等の維持管理に関する業務

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

津市橋南市民センターについて、津市橋南市民センター等の設置及び管理に関する条例に基づき施設等の利用料金を徴収しているが、つり金を保管しておらず、利用料金の収納時に対応できない場合、同センター職員が私費で対応していることから、業務遂行上つり金が必要であれば、所要の是正措置を講じられたい。